

第10回教育委員会会議

1 日時 令和2年8月18日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎 屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
渡瀬 剛行	指導部長
山野 敏和	第1教育ブロック担当部長
松田 淳至	第2教育ブロック担当部長
飯田 明子	第3教育ブロック担当部長
盛岡 栄市	第4教育ブロック担当部長
樽本 康隆	教育活動支援担当課長
寺本 圭一	高等学校教育担当課長
福山 英利	首席指導主事
藤巻 幸嗣	教務部長
本 教宏	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員服務・監察担当課長

忍 康彦 学校環境整備担当部長
武井 宏蔵 施設整備課長
川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第62号	大阪市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について
議案第63号	市会提出予定案件（その18）
議案第64号	市会提出予定案件（その19）
議案第65号	市会提出予定案件（その20）
議案第66号	市会提出予定案件（その21）
議案第67号	市会提出予定案件（その22）
議案第68号	大阪市立の高等学校等移管計画（案）について
議案第69号	大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画修正案について
議案第71号	市会提出予定案件（その24）
議案第72号	職員の人事について
議案第73号	職員の人事について
議案第74号	職員の人事について
報告第34号	校長公募にかかる第1次選考の合格者の決定について
協議題第20号	令和3年度使用教科用図書の採択について
協議題第21号	学校教育ICTに関する取組等について

なお、議案第63号から第71号、第73号及び第74号、報告第34号、協議題第20号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第72号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開と

して審議することを決定した。

議案第54号「大阪市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の理由について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、可能な限り人と人との接触機会を減らすため、オンライン会議システム等を活用した会議運営を行う必要性が高まっていることから、今後、教育委員会会議においてもオンラインによる出席、採決が可能となるよう、教育委員会会議規則の改正をするものである。

改正の内容について、第4条にウェブ会議の方法による会議の開催について新たに規定を設け、オンラインでの出席が可能となるよう規定の整備を行う。また、第12条にウェブ会議の方法により会議にご出席いただいた場合でも採決を行うことができるように新たに規定を設けている。

施行期日につきましては公布の日としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 具体的なやり方はこれから考えるのでしょうか。会議の場に来る委員がいても構わないのでしょうか。それとも、会議の場には事務局と教育長がいて、全部ウェブにするのかなど、具体的な運用はこれから考えるということによろしいのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 原則は現状のような形で考えておりますが、オンラインで参加したいというお申出があった場合には、オンラインの方式でご出席いただくという想定をしておりました。ご意見をいただきましたように、全体をオンラインで行うということもあり得ますので、その辺りのことについてはまたご提案させていただきます。

【森末委員】 分かりました。一部の委員だけがオンラインで参加することもあるということですね。

【山本教育長】 傍聴の方については、新型コロナウイルス感染予防の観点から、わざわざ会場へお越しただかなくても会議をオンラインで見ることができるようにすることは特に今のところ考えていないのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 今後、検討しなければいけないと思いますが、文科省の通知でも、オンライン会議の導入において、コロナ禍であっても直接傍聴を否定するものではないとありますので、ライブ配信が可能なのかという技術的な問題などを整理した上で

考えていくこととなります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第63号「市会提出予定案件（その18）について」から議案第67号「市会提出予定案件（その22）について」を一括して上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これら5案件は全て校舎建設工事請負契約の締結に係るものである。全て契約金額が6億円を超えるため、今後、大阪市会でのご審議をお願いする必要がある。

議案第63号は、生野区にある田島中学校区の小中一貫教育校における校舎増築工事である。生野区の西部地域学校再整備計画に則り、現在、進めており、特色ある教育を実施するとともに、2つの小学校の統合を契機として、田島中学校地に校舎増築工事を行い、令和4年4月に小中一貫校として開校する予定である。大勝建設株式会社と契約金額11億5500万円で契約をいたしたいと考えている。

議案第64号は、此花区の西島小学校について、昭和35年から38年に建てられて老朽化が進んでいる校舎を建て替えるというものである。株式会社中道組と契約金額6億7,540万円で契約をいたしたいと考えている。

議案第65号は、此花区の春日出小学校について、昭和35年から37年に建てられて老朽化が進んでいる校舎の建て替えを行うものである。栗本建設工業株式会社と契約金額6億7,980万円で契約をいたしたいと考えている。

議案第66号は、城東区の諏訪小学校について、老朽化が進んでいる校舎を建て替えるものである。株式会社柄谷工務店と契約金額6億588万円で契約をいたしたいと考えている。

議案第67号は、住之江区の住吉第一中学校の校舎の建設工事請負契約の一部変更である。同校においては、老朽化した校舎を建て替えるために、平成30年度に日本土建工業株式会社様と契約金額5億9,404万7,860円で工事契約をして、令和3年2月15日までの予定で工事を行っているところである。今回、学校南側にあるコンクリートブロック塀の劣化が見られるため、本工事の契約の一部を変更して、当該ブロック塀を撤去した後、新たに格子柵を設置したいと考え、その分の経費を上積みして、6億849万9,660円と契約金額を変更したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 ブロック塀について、震災時の事故もあって点検したと思うのですが、その際の点検結果も踏まえて、今回の工事に織り込んだということでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 そうです。

【大竹委員】 分かりました。

【森末委員】 まず、議案第63号ですが、新校舎を建てるということであり、既存の校舎を取壊すということではないということですね。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 それは小中一貫にするからでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 そうです。

【森末委員】 それから、議案第64号について、西校舎と南校舎を全部取壊して南に校舎を建てるということですが、総床面積は変わらないのでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 在籍児童数の減少に伴いまして、教室などの数を減らして、その分面積を小さくしています。

【森末委員】 ここは児童数が減少するから床面積を減らしているということですね。

【忍学校環境整備担当部長】 おっしゃるとおりです。

【森末委員】 そういうことですね。ありがとうございます。それから、最後の契約変更の件について、従前は5億で、今回は6億なので議案になるということですが、ブロック塀を撤去して柵を設置することに1億円ぐらいかかるということでしょうか。それとも全体の単価が上がっているから変更するというのでしょうか。

【武井施設整備課長】 当初契約が5億ですが、この間にアスベストの工事など他の要素もございます。今回、議案として上程するきっかけとしてはブロック塀が主な理由であるという説明をさせていただいているところです。

【森末委員】 そうですね。柵の設置にしてはちょっと高いなと思いました。そういう内容で契約の変更がされるという理解ですね。

【忍学校環境整備担当部長】 ブロック塀の工事のみですと大体1,500万円ぐらいです。

【森末委員】 ということですね。契約変更として対応するということですね。

【武井施設整備課長】 はい。

【森末委員】 今回は競争入札ではなくて、随意契約で行うという変更の範囲に入るという形で議案として出すのですね。

【武井施設整備課長】 今の業者であれば、工事に必要な、いわゆる囲いなど、今工事している既存のものを使ったりすることができ、そのほうが安くできます。

【森末委員】 有利だということですね。この増えた部分は、これは随意契約なのでしょうか、それとも、もともとの契約金額の変更という理解でしょうか。

【武井施設整備課長】 そうです。

【森末委員】 後者のほうですか。

【武井施設整備課長】 はい。

【森末委員】 結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第68号「大阪市立の高等学校等移管計画案について」及び議案第69号「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画修正案について」を一括して上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立高校の大阪府への移管については、この間、大阪府教育庁及び本市の教育委員会事務局で構成するプロジェクトチームで議論を重ねてまいった。

今回、8月4日に教育委員会会議で答申を受けた大阪市高等学校教育審議会からの答申に基づき、大阪市立の高等学校等移管計画案を策定することと、後ほど説明する府立高校と市立高校の再編整備計画案を改正するという趣旨である。

まず、移管の対象と時期について、令和4年4月に大阪府に移管する。

移管に関しての対応方針について、資産・負債については、起債償還費を大阪府に承継するという一方で、土地・建物を無償で譲渡することとしたい。

移管後の学校名について、令和4年4月開校予定の新高等学校の校名は、令和2年5月に学校設置条例が議決され桜和高等学校と決定したことから、その内容を反映している。枚方にある大阪市立高等学校については、大阪府立となることで混乱を生じるということで、まずは市立高校の同窓会などの関係者の意見を聞いて、大阪府に決定していただくということになっていたが、このたび、大阪市の意見としては大阪府立・いちりつ高等学校ということで決定したいと考えている。これについては大阪府において条例提出する手続きを進めてまいる。

教育課程について、普通科系の高等学校については、基本は現状の教育内容のまま移管

とするが、汎愛高等学校の武道科については、志願倍率が低迷していることなどを踏まえ、生徒の希望に沿った柔軟な対応をしていけるよう、令和4年度から体育科と武道科を一本化して、これまでの教育内容を継承、発展するという形にしていきたいと思います。商業系の4校については、現4校を令和4年4月に現状のまま移管するが、連続して志願倍率が募集定員に満たない学校もあることから、魅力化していくこととしている。工業系の5校については、答申を踏まえ、都島工業高等学校については全学科からでも進学可能な学校として、教育内容をさらに充実、発展させて魅力化を図ってまいります。また、移管後の早い時期に総合募集に改編していきたい。泉尾工業、東淀工業、生野工業の3校については、再編整備の対象として、移管後、新工業系高等学校を開設する。新工業高等学校の開設時期、3校の募集停止の時期については、検討の上で再編整備計画案という形で改めてお示ししていきたいと思います。工芸高等学校については現状のまま移管すると考えている。中高一貫校について、府立の学校に移管することを踏まえ、中学校の通学区域を府域全体という形にしたいと考えている。

この計画案については、9月に行われる大阪市会において議題外報告を行う予定である。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（2019年度から2023年度）の改訂案についてご説明申し上げます。経過及び基本的な考え方について、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会では平成25年11月に平成26年度から平成30年度までの5年間の再編整備計画を策定し、その計画に基づき、効果的かつ効率的な学校の配置を進めてまいりました。また、その後も引き続き取組を進めるために、2019年、平成31年度から2023年、令和5年度までの5年間の再編整備計画を2018年11月に新たに作成したところである。令和4年4月の本市高等学校の府への移管の方針が決定したことから、先ほど説明した移管計画案も踏まえ、その計画を改めて府市で見直し、改訂案として取りまとめたところである。

修正内容については、公設民営学校の設置について、水都国際高等学校で、2023年度に国際バカロレアコースの認定・開設を予定しているとあるが、既に今年2月に国際バカロレアの認定を受け、4月に同コースを開設していることから、修正する。

次に、英語科、理数科、体育科、武道科を設置する学校、また、全日製の工業系高校の再編整備、定時製の工業系高校の再編整備については移管方針決定前には記載がなかったが、移管計画案を踏まえて、その内容を反映している。

まず、基本的な方向性について、東高校、大阪市立高校の英語科、理数科については府立高校の専門学科としての整合性を検討すること、汎愛高校の体育科、武道科については、生徒が入学後のガイダンス等を通して専門分野の選択が可能となるよう、体育科に一本化してコース制を導入することとしている。また、移管計画案を踏まえ、工業系5校それぞれの方向性を具体的に記載している。工芸高校を除く本市工業系4校については入学後のキャリアガイダンスを通じて専門分野を選択できる総合募集の導入を検討していることや、PBLの導入について記載した上で、きめ細やかな指導が行えるよう、令和3年度から1学級35名規模とすることとしている。泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校の3校を再編整備した新たな工業系高等学校については、答申で示されたAIやIoTのスキル習得、大学や企業との連携、英語教育の充実等、さらに魅力化を進めた教育内容を目指し、開設時期、開設場所、規模等を含めて、今後、検討を進めてまいる。また、生徒の多様なニーズに対応するため、令和4年度入学生から都島第二工業高校は都島工業高校定時制課程総合学科、第二工芸高校は工芸高校定時制課程総合学科とし、それぞれ都島工業高校全日課程、工芸高校全日課程と併置する。

学校配置に当たっての考え方については、大阪府立学校条例第2条第2項の規定について、この規定は本市の学校条例にはない規定であるが、本市の高等学校が府に移管された場合はこの規定が適用されることになる。適用される時期については、令和5年度入学者選抜に志願する者の数から適用するという事になっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 文部科学省が新しい再編計画案で、普通科、地域探究科、学際融合科に再編するという新しい方向性を出されました。2019年以降はこれで進められたらよいと思いますが、再編整備が行われるときはもう一度検討しなければいけないことになりません。府立高校の場合は3年連続で定員に満たなければ募集停止するということがあるようですが、人口動態を見ると、今年、中3が約3,000人減少し、翌年以降も想定はできるはずですから中期計画を立てれば自ずと学校の必要数は想定できると思います。公私間協定等も踏まえて、現行のカリキュラムから新カリキュラムに変わる中での検討と生徒数の動きに合わせた適切な学校数を試算しておくことが必要です。

【渡瀬指導部長】 分かりました。ありがとうございます。

【栗林委員】 ちょっと教えていただきたいのですが、大阪府に移管したときに、服務

や教員配置につきまして、府の基準に基づいて行われるとありますが、退職手当のところだけ「財源負担等について引き続き協議を行う」と書いてあります。これは、私たちの場合、国家公務員から法人になったときに退職金の保障などがなければ、おそらく大変な騒ぎになったと思うのですが、これは基本的には府の基準に従って退職手当を保障するというを前提としていると理解してよろしいのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 退職手当につきましては、以前に特別支援学校を大阪府に移管したときに入っていた項目と同じです。そのときは、大阪市が独自に定数外職員として実習助手を配置しており、この職員も大阪府に移管するという形を取ったのですが、この市独自の職員は、これは形式上ですけれども、大阪市を退職して大阪府に採用されるということになるので、大阪市での在職期間分の退職手当を市で負担するということが大阪府へ退職手当見合い分の負担金をお渡ししたということがありました。今回の高校につきましては、大阪市独自で配置している職員がおりませんので、ここの負担については、大阪市としてはないものと考えておりますが、この点については府と協議を続けているという状態でございます。

【栗林委員】 なるほど。基本的には承継職員みたいな形になるということですね。

【川本政策推進担当部長】 はい。

【栗林委員】 全体としての考え方はよく分かりますし、これからの人口減の中で魅力ある高校を作っていくという考え方に立っておられるのはよく分かるのですが、それと同時に、生徒の学びを保障するという側面もやっぱり大事なのではないかと思います。それは、行政上はサポートしていくという考え方で、特に定時制の学校で学ぼうとする生徒は、それぞれの事情があると思いますので、例えば財政的にどういったサポートをしながら学んでもらうのか、定員を満たすということはもちろん大事なことなのですが、学べることを保障していくという考え方はどんな組織でも必要なことだと思います。そういう点について、整備計画の中ではあまり書かれていませんが、そういうところの手当てというか、目配りが大事だと思いますので、財務的な手当ても含めての検討をぜひよろしくお願いいたします。

【川本政策推進担当部長】 どちらかという、府の方がそういうセーフティーネット系の学校が多くございます。大阪市は定時制の課程は専門学科の課程が多いという現状です。今回、府に移管するにあたって、総合学科に改編して、形態上は定時制課程という形になりますが、大阪府の運営の仕方としては、エンパワメントスクールや定時制課程の中

の1つとして運営していくことになると思いますので、そこは連携しながらやっていけるかなとは考えています。

【栗林委員】 よろしくお願ひします。

【森末委員】 土地・建物等を無償譲渡するとありますが、ここはいろいろ議論があるところですよ。これは市会の議決を必要とするのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 以前の特別支援学校の場合は財産譲渡の議案を出していません。それは、この設置条例と廃止条例の中で、一定、移管の内容全般を説明した上で議決を得るから不要であろうということで整理しておりました。

【山本教育長】 条例の審議の中に包含されるという理解ですよ。市会での議論にあたって、財産の取り扱いをきちんと示して、それを含んで議決していただいたので、改めて議案を提出する必要はないという理解でおります。

【森末委員】 そういう形なのですよ。だから、地方自治法の96条8号はあるけれども、それについては条例の中に含んで、それで包含しているということですよ。今回もその方向で考えているということですよ。

【川本政策推進担当部長】 それで、市会でもその旨を説明しているという形に進めておりました。

【森末委員】 そうですか。そこは問題になりませんでしたか。

【川本政策推進担当部長】 そのときの質疑では、議案にないということが問題にはなりませんでしたが、財産の無償譲渡については指摘がございました。

【森末委員】 財務的には、本当に無償譲渡していいのかとか、例えば中央高校など立地がいい学校があるのに、それを使わなくなった場合に、府のものになっていいのかという議論がないわけではないと思います。それは条例の審議の中でやるということですよ。

【川本政策推進担当部長】 条例の審議を11月にさせていただく予定にしておりますが、そのところの議案としてどうするかというのはこれから調整していきたいと考えております。

【森末委員】 最後は多数決になるということなのですよ。それから、先ほどご質問があった退職手当について、教職員全員が、一旦、形式上は大阪市を退職して、府に採用されるということですよ。退職手当は、そのときに払わずに、府で退職するときに払うということになるのですよ。

【川本政策推進担当部長】 はい。

【森末委員】 そのときの財源について、その時点の分を大阪市が大阪府に渡すのかどうかということ協議するということですか。

【川本政策推進担当部長】 そうです。

【森末委員】 それから、定時制の都島第二工業高校と第二工芸高校はそれぞれ都島工業高校全日制課程と工芸高校全日制課程に併置して、名前が定時制課程総合学科みたいな形になるということなのではないでしょうか。それを6年度には廃止するという事なのか、少しよくわからなかったんで教えていただけますか。

【川本政策推進担当部長】 令和4年度に移管したときには、定時制課程を設置して1年生が入ってくるのですが、その時点では2年生と3年生として都島第二工業高校に入れた生徒がいるので、定時制は4年間の課程になりますから、それらの生徒が卒業する6年度末に閉校という形を予定しています。

【森末委員】 最終的に総合学科として定時制は残るということですね。

【川本政策推進担当部長】 はい。

【異委員】 汎愛高等学校について、一本化する理由は武道科の定員割れということなのではないでしょうか。

【寺本高等学校教育担当課長】 基本的には武道科を志望する生徒が少なく、逆に体育科は非常に人気がありまして、結果的に汎愛高校に入学できない生徒がたくさんおりますので、今は定員の比率が2：1なのですが、それを一本化して3学級120名にすることによって入学してから選択できるようにしたいと考えております。

【異委員】 体育科で入学して、体育コースと武道コースを考えているということで、そのコースの定員というのはどうなるのでしょうか。

【寺本高等学校教育担当課長】 定員は特にはないです。

【異委員】 設けていないということですか。

【寺本高等学校教育担当課長】 はい。今もクラブ活動をやっていますので、入学時から希望のクラブに入りまして、その専門種目で3年間やっておりますので、その体制に影響はありません。

【異委員】 これまで科であるのであれば、おそらくカリキュラムも武道について特化しているのかなと思ったのですが、そういうことではないということでしょうか。

【寺本高等学校教育担当課長】 それはコースとしてできる限り継承はするのですが、スポーツに関する座学等はコースで違うものの、専門種目については今と変わりありません。

ん。

【異委員】 汎愛高校の武道科は非常に有名で特色ある学校だと思っています。空手なども有名なので、ぜひそこは残していただいて頑張っていたきたいと思います。

【寺本高等学校教育担当課長】 逆に、武道科の人気が出ても対応ができるので、継続的、長期的に発展できると考えております。

【異委員】 分かりました。あと1点、感想になるのですが、中高一貫校である咲くやこの花と水都国際の入学対象者が、これからは府内全域に広がるということで、大阪市在住の生徒にとっては少し残念なニュースという気もしますので、早めの周知をお願いしたいと思います。

【平井委員】 エリアによっては入試をオンライン化することが検討されているようです。コロナ禍で学校文化が変容する中、「未来の教室」ではないのですが、教育方法がEdTechを基盤にした個別最適学習にシフトしています。府に移管する際に、現状を十分に分析して、個別最適化を進めるにあたり、課題を抽出しておく必要があると思います。

【寺本高等学校教育担当課長】 そうですね。いろんな要望が保護者や生徒からもありますので、今後の大きな検討課題だと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第71号「市会提出予定案件（その24）について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本議案は、大学等における就学の支援に関する法律に基づき、教育委員会が大阪市立デザイン教育研究所の授業料等を減免することができる範囲を改めるとともに、既に納付された授業料等の還付に係る規定を定めるため、大阪市立学校デザイン教育研究所条例の一部を改正する条例案を市会に提出するものである。

この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における就学の支援を行い、その就学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急激な少子化の進展への対処に寄与することを目的とした法律である。

その具体的な支援内容は、授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充となっ

ている。今回の条例改正については、この授業料等の減免制度の創設に伴う法律の対象学校であるデザイン教育研究所に係る規定整備である。

改正の内容としては、第7条に同法律に係る授業料等の減免を規定し、第8条として入所料、授業料等の還付の規定を加えることといたしている。この条例の施行は公布の日としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この法律の「大学等」の定義について教えてくださいか。

【樽本教育活動支援担当課長】 大学、短大、高等専門学校、それから各種専修学校です。

【森末委員】 デザイン研究所はどこに当たるのでしょうか。

【樽本教育活動支援担当課長】 専修学校に入ります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第20号「令和3年度使用教科用図書の採択について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

8月4日の教育委員会会議においてご説明申しあげたが、今年は新たに検定済みとなった教科書がないため、全ての学校で様式の3のAの提出はない。したがって、今年度は主に、今年度使用している教科書を変更する場合の様式3のBをご覧いただいた上でお気づきの点について質問いただければと思っている。

8月25日に予定している教育委員会会議においては、普通科、商業・工業・総合科、定時制といった校種ごとの代表として、1名以上の選定調査委員長が出席する。学校ごとの質問があれば本日お伺いし、当日、当該校の選定調査委員長がお答えできるようにしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 様式の3Bは前年度採択から変更した理由と、3Cは前年度から継続するということなのですが、資料として、例えば前年度から継続するというのは、おそらくその教科書がよいから継続するのであって、この資料をつけることで何かものすごく煩雑になっているように思えます。現在使っているものの、こういう理由でやっぱりこれは変

えたほうが良いというのが、前年度の採用分から変更したという様式3のBですよね。様式がいたずらに増えるだけみたいになっているので、前年度からそのまま継続したいというのは、前年度に採択した理由があるのだからからということで、様式は簡素化した方がよいのではないかと思います。我々としてはなぜ変えたいのかというところに非常に興味があるので、その点はしっかりと分かるようにしていただいて、前年度からの継続分は簡素化していただければと思います。

【渡瀬指導部長】 ありがとうございます。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

続いて、中学校の教科書採択についてご説明申しあげる。

本日の協議に関わって全体的な説明を申しあげる。前回の教育委員会会議にて答申資料等について調査の観点における採択地区ごとの重点化や総評の見方なども含めた説明をさせていただいた。そこで、本日は前回の協議にて確認させていただいたように、事務局より答申資料と選定委員会、中でも各地区部会にて審議された内容を踏まえ、採択地区ごと及び中高一貫校ごとにおける各種目における優位性の高い発行者をご説明申しあげる。

教育委員の皆様におかれては、この間、これらの資料や教科用見本本を見ていただき、特に独自に調査・研究を行っていただいていた。説明をお聞きいただいた後、次週に予定している採択に向けた協議を進めていただきたいと考えている。

なお、この後、ご説明申しあげる内容は、選定委員会の各地区部会にて答申資料を作成していくに当たり、その内容から読み取れる各種の優位性の高い発行者2社と、その中からより高い発行者1社を確認したものであることをあらかじめ、お含みいただけたらと思う。また、その内容は答申資料の中でも総評を中心に確認したものとなる。

「教科書展示会アンケート集計」は、前回の教育委員会会議にてお渡ししているが、数値が、すべて展示会終了後のものに更新している。よって、アンケート総数が、前回の「859」から「1206」と増えたものになっている。なお、回答内容に関わる傾向は、大きく変わっていない。

山野第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私から、第1採択地区の答申内容についてご報告申しあげる。

当部会では、前回の協議会でご説明申しあげた重点を置くべき観点を専門調査会と学校

調査会に示し、両調査会の調査結果を受けて、優位性のある2者と、それからより優位性のある1者を選ぶとともに、全発行者の答申資料を作成したところである。また、当部会では、優位性のある2者を選ぶに当たり重点を置いた観点等の評価を定量的に検討するとともに、専門調査会の調査結果が学校調査会の集約結果を考慮しているかなどの確認をした。

国語について、発行者は4者である。当部会では、重点を置いた4つの観点を定量的に検討した結果、優位性のある2者については特に優れている点が4点の三省堂と3点の光村とし、中でも4点の三省堂がより優位性があるとした。

書写については、特に優れている点が4点の三省堂と3点の東書の優位性が高く、中でも三省堂がより優位性があるとした。

地理的分野については、5点の帝国と2点の東書の優位性が高く、中でも帝国がより優位性があるとした。

地図について、発行者2者のうち5点の帝国がより優位性があるとした。

歴史的分野について、5点の帝国と日文の優位性が高いとした。両社は5点と並んでいるが、そのうち帝国がより優位性があるとした。その理由としては、覧いただいている総評のページというのは重点を置いた5つの観点を抽出して記載しているが、それ以外の観点も含めた調査結果では、特に優れている点が、帝国が7点であるのに対し、日文が6点であったことから、帝国がより優位性があるとしたところである。

公民的分野について、5点の東書と4点の帝国の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。

数学については、5点の東書と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館がより優位性があるとした。両者は5点と並んでいるが、先ほどと同様に、重点以外の観点も含めると、啓林館が7点であるのに対し、東書は5点であったことから、啓林館がより優位性があるとした。

理科について、5点の啓林館と4点の東書の優位性が高く、中でも啓林館がより優位性があるとした。

音楽一般について、発行者2者のうち4点の教芸がより優位性があるとした。

音楽器楽について、発行者2者のうち3点の教芸がより優位性があるとした。

美術について、5点の日文と4点の光村の優位性が高く、中でも日文がより優位性があるとした。

保健体育について、4点の東書と3点の学研の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。

技術分野について、5点の東書と4点の開隆堂の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。

家庭分野について、5点の東書と4点の開隆堂の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。

英語について、5点の東書と三省堂の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。両者は5点と並んでいるが、重点以外の観点を含めると、東書が6点であるのに対し、三省堂は5点であったことから、東書がより優位性があるとしたところである。

道徳について、5点の廣あかつきと4点の日文の優位性が高く、中でも廣あかつきがより優位性があるとした。

松田第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私から、第2採択地区の答申内容についてご報告申しあげる。

国語について、三省堂と光村の優位性が高く、三省堂の方により高い優位性があるとしている。

書写について、東書、光村の優位性が高く、中でも光村の方により高い優位性を確認している。

地理にについて、東書と帝国の優位性が高く、帝国書院の方により高い優位性を確認している。

地図について、発行者2者のうち、帝国の方により高い優位性を確認している。

歴史について、帝国と日文の優位性が高く、日文の方により高い優位性を確認している。

公民について、東書と日文の優位性が高く、中でも東書の方により高い優位性を確認している。

数学について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館の方により高い優位性を確認している。

理科について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館のほうにより高い優位性を確認している。

音楽一般について、発行者2者のうち、教芸に高い優位性を確認している。

音楽器楽について、発行者2者のうち、教芸に高い優位性を確認している。

美術について、光村、日文の優位性が高く、日文の方により高い優位性を確認している。

保健体育について、大日本と大修館の優位性が高く、大日本の方により高い優位性を確認している。

技術について、東書、開隆堂の優位性が高く、中でも東書の方により高い優位性を確認している。

家庭について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書の方により高い優位性を確認している。

英語について、東書と光村優位性の優位性が高く、中でも光村の方により高い優位性を確認している。

道徳について、東書と廣あかつきの優位性が高く、中でも廣あかつきの方により高い優位性を確認している。

飯田第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私から、第3採択地区の答申内容についてご報告申しあげる。

国語について、三省堂と光村の優位性が高く、中でも三省堂がより高い優位性があると確認した。

書写について、三省堂と教出の優位性が高く、中でも教出がより高い優位性があると確認した。

地理について、東書と帝国の優位性が高く、中でも帝国がより高い優位性があると確認した。

地図について、発行者2者のうち帝国がより高い優位性があると確認した。

歴史について、東書と帝国の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

公民について、東書と日文の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

数学について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

理科について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館がより高い優位性があると確認した。

音楽一般について、発行者2者のうち教芸がより高い優位性があると確認した。

音楽器楽について、発行者2者のうち教芸がより高い優位性があると確認した。

美術について、光村と日文の優位性が高く、中でも日文がより高い優位性があると確認した。

保健体育について、東書と学研の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

技術について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

家庭について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

英語について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも開隆堂がより高い優位性があると確認した。

道徳について、日文と廣あかつきの優位性が高く、中でも日文がより高い優位性があると確認した。

盛岡第4教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私から、第4採択地区の答申内容についてご報告申しあげる。

ご報告の前に1点、ご了解いただきたいことがある。優位性の高い2者とあったが、地区調査会で議論して、発行者が6者以上ある種目については、甲乙つけ難い場合、3社選んでいる場合もあるので、ご了解をお願いしたい。

国語について、東書と三省堂の優位性が高く、中でも三省堂がより優位性が高いと確認した。

書写について、三省堂と光村の優位性が高く、中でも三省堂により優位性が高いと確認した。

地理について、東書と帝国の優位性が高く、中でも帝国により高い優位性があると確認した。

地図について、発行者2者のうち、帝国がより優位性が高いと確認をいたしました。

歴史について、東書と帝国及び山川の優位性が高く、中でも東書により高い優位性があると確認した。

公民について、東書と帝国の優位性が高く、中でも帝国により高い優位性があると確認した。

数学について、東書と啓林館及び日文の優位性が高く、中でも啓林館により高い優位性があると確認した。

理科について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも東書がより優位性が高いと確認をした。

音楽一般について、発行者2者のうち、教芸がより高い優位性があると確認いたしました。

音楽器楽について、発行者2者のうち、教芸がより高い優位性があると確認した。

美術について、光村と日文の優位性が高く、中でも日文により高い優位性があることを確認した。

保健体育について、東書と学研の優位性が高く、中でも学研により高い優位性があることを確認した。

技術について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書により高い優位性を確認した。

家庭科について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書により高い優位性を確認した。

英語について、東書と開隆堂及び三省堂の優位性が高く、中でも東書により高い優位性があることを確認した。

道徳について、日文とあかつきの優位性が高く、中でもあかつきにより高い優位性があることを確認した。

山野第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私から咲くやこの花中学校に関する答申の内容についてご報告申しあげる。

当校は併設型中高一貫教育校であり、ものづくり、スポーツ、言語、芸術といった分野の才能を伸ばすことを目標とし、特色ある教育内容を展開している。このことから、教科用図書の調査・研究に当たり、当校の特色や独自性を踏まえ、専門的な立場からの調査・研究も含め、学校調査会において調査を実施したところである。

国語について、光村と三省堂の優位性が高く、中でも光村がより優位性があるとした。

書写について、教出と三省堂の優位性が高く、中でも教出がより優位性があるとした。

地理的分野について、帝国と東書の優位性が高く、中でも帝国がより優位性があるとした。

地図について、発行者2者のうち帝国がより優位性があるとした。

歴史的分野について、日文と帝国の優位性が高く、中でも日文がより優位性があるとした。

公民的分野について、東書と帝国の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。

数学について、数研と啓林館の優位性が高く、中でも数研がより優位性があるとした。

理科について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館がより優位性があるとした。

音楽一般について、発行者2者のうち教芸がより優位性があるとした。

音楽器楽について、発行者2者のうち教芸がより優位性があるとした。

美術について、光村と日文の優位性が高く、中でも光村がより優位性があるとした。

保健体育について、学研と大修館の優位性が高く、中でも学研がより優位性があるとした。

技術分野について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書がより優位性があるとした。

家庭分野について、開隆堂と東書の優位性が高く、中でも開隆堂がより優位性があるとした。

英語について、三省堂と東書の優位性が高く、中でも三省堂がより優位性があるとした。

道徳について、光村と東書の優位性が高く、中でも光村がより優位性があるとした。

飯田第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私から、水都国際中学校の答申内容についてご報告申しあげる。

国語について、東書と教出の優位性が高く、中でも教出がより高い優位性があると確認した。

書写について、東書と教出の優位性が高く、中でも教出がより高い優位性があると確認した。

地理について、帝国と日文の優位性が高く、中でも帝国がより高い優位性があると確認した。

地図について、発行者2者のうち帝国がより高い優位性があると確認した。

歴史について、東書と日文の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

公民について、東書と日文の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

した。

数学について、学図と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館がより高い優位性があると確認した。

理科について、東書と啓林館の優位性が高く、中でも啓林館がより高い優位性があると確認した。

音楽一般について、発行者2者のうち教芸がより高い優位性があると確認した。

音楽器楽について、発行者2者のうち教芸がより高い優位性があると確認した。

美術について、開隆堂と光村の優位性が高く、中でも開隆堂がより高い優位性があると確認した。

保健体育について、東書と大修館の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

技術について、東書と開隆堂の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

家庭について、教育図書と開隆堂の優位性が高く、中でも教育図書のより高い優位性を確認した。

英語について、東書と三省堂の優位性が高く、中でも三省堂がより高い優位性があると確認した。

道徳について、東書と光村の優位性が高く、中でも東書がより高い優位性があると確認した。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 私どもから諮問をした部分についての答申内容の説明がございました。大変、多岐にわたっておりますので、なかなかご質問の点について難しい部分もあろうかと思いますが、何かお気づきの点等がございましたらよろしく申し上げます。

【平井委員】 基本的には学校現場が選んだ教科書でよいと思います。ただ、3つ要望があって、1つは、継続するものにしても、変更するものにしても、生徒に対する説明責任はしっかり果たしていただきたいということです。前年のテキストを継続した場合にも、やはりその効果もあつたらうし、また、課題もあつたと思うのですが、それをきっちり生徒に落とし込むということをお願いしたい。2つ目は、教科横断的な背景知識の育成や“学びに向かう力”が問われていますから、主体的、対話的で深い学びが効果的に実践で

きるように教育委員会事務局が中心となってバックアップ体制を強固にしてほしいと思います。さらに言えば、現場が実情に見合ったシラバス化できるようなカリキュラム・マネジメントの体制づくりしてほしいということ。3点目は、教科書準拠版のオンライン教材の活用を促してほしいということ。コロナの第2波、第3波に備えて、学びの保障という観点が必要になってきます。その意味でオンライン教材の“投げ込み”は不可欠です。いずれにせよ、現場で選んだものを現場の先生が責任をもって使えばよいと思うのですが、教科書を選ぶということがポイントではなくて、それをツールにして、どう学力をつけるか、つまりPDCAサイクルの定着がポイントになることを各学校長が押さえた上で学校運営しなければならないと思います。

【栗林委員】 私も頂いた教科書やいただいた答申を見て検討作業をしました。それぞれの地域ごとのお考えはよく分かるのですが、教科書を見る立場として考えると、やはりそれぞれの地区で異なっている部分があったり、あるいは共通の部分があったりしながら、全体としては第1候補、第2候補に挙がっているものは、ほぼまとまっています。そういう観点で、私たちも見ていくと、大体は似たようなことになっていると思います。ただ、1つの出版社だけに限定することによる問題もあったという指摘もありましたので、そういう点は、それぞれの採択地区の特色を生かしながらどういうふうに工夫していくかということが今回の課題になっているのではないかと考えています。

私自身は、実は何時間もかけて2日間で整理を行ったのですが、皆さんが今おっしゃっていただいたのと、例えば国語でありますとか地理でありますとか、歴史はちょっと違う側面もありますが、大体似たようなところに意見が一致していると思います。私も教科書を見させていただきましたが、大体同じような傾向になる、誰が見てもよく似た結果になるのかなということが1つにはございました。

それから、もう1つは、咲くやこの花中学と水都国際中学については、それぞれやっぱり独自の特色を出したいということで調査研究に臨んでおられるということがあるので、それをどのように整理するのかということが次回の教育委員会に向けての課題の1つなのかなということを感じています。私自身は、個人の意見としてですが、むしろ第1地区から第4地区で共通に挙げられているような科目については同じような印象を持っています。それはまとめさせていただいていますが、咲くやこの花中学と水都国際中学についてはどういう考えで選定すればよいかということについて、教育委員会で対処方針を考えておく必要があるのかどうかということも議論の1点にしたらどうかという感想を持ちました。

【大竹委員】 部会の資料をピックアップして読ませていただきましたが、教科書の見本本が4つ以上あるような科目で見ると、例えば国語と地理について、これは第1地区から第4地区まで一致しているということでした。それ以外の科目、2種類しか見本本がないという科目は別にして、それ以外の科目は、今回は前回選んだ教科書とは違うものが選ばれているという傾向が見られるので、皆さんそれぞれ、前の教科書とよく読み比べて考えられているなと思いました。そういう面では、現場というか、実際の教育をやっているところで選ばれたものを、私も尊重したいと思っています。

例えば英語では、第1地区から第4地区ではやや三省堂は難しいのではないかとところがあるのだけれども、咲くやこの花中学などの中高一貫は、それを使ってやってみようという、非常にアグレッシブな感覚で見ているので、皆さんそれぞれの学校の特色を見ながらよく選ばれているなと思いました。

ただ、先ほど平井委員も言われたように、選んだ教科書はこれでいいとして、自分たち、例えば教える側としては、こういう形でこの教科書を使って学力を上げていきたいという、選んで終わりということではなくて、この教科書を選んで、それぞれの教科の先生方がこういうことをやっていくのだという決意を持って取り組んでいただければありがたいなと感想として思いました。

【森末委員】 4ブロックになりましたので、4ブロックごとの特色のある教科書を選んだほうが私もいいと思います。4ブロックの中でも、学習状況など様々な状況があるでしょうし、最終的には、やはり現場から上げてこられた意見を尊重しようとは思っております。ただ、その中でも、やはり学力をさらに求めるところについてはちょっと難しいものがないかなとは思っています。

水都国際中学校について、英語がすごく使われるということで、英語の教科書を選ぶときには、やはりそういう観点で考えられたというか、どういう過程で、こんな議論があったとか、といった点を教えてもらえたらと思います。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 前回も少しご説明させていただいたことと重なりますが、英語教育、国際理解教育、課題探求型授業というものが3つの教育の柱となっておりますし、また、数学、理科、英語については英語のネイティブ教員が授業を実施する、また、会話に非常に主眼を置いたアクティブ・ラーニングを積極的に実施しているというところがあり、その辺りの観点から教科書も選んでいったということになります。特に英語について、三省堂は、ビデオメッセージやメール、ポスター作成などアウトプットと

して様々な表現形式を取り扱っているのです、状況に応じて、適したコミュニケーション表現を育成することができるということ、また、ロールプレイ・シチュエーションがたくさん示されているので、生徒自身が日常生活をイメージして、他者との関係の中で学習に取り組むことができるという点で三省堂が優れているということによって選ばれております。

【森末委員】 ロールプレイングとか、様々な場面で英語を使って発言できるようなことをするのが、この学校の英語教育に役立つという考えで選ばれているということですね。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 はい。

【異委員】 基本的に感じるのは、中学校に入ると、学習塾に行く生徒が本当に多くなると思います。やっぱり学習塾などに頼らない学校教育という意味では、こういう教科書というのはすごく大切になってくるのだろうなと思っています。基本的には皆さんがおっしゃったように、選定委員会の各地区部会があり、現場の先生も含めて厳選していただいているので、優位性の高い教科書を尊重したいとは思っております。

あと、採択当日の流れを教えてくださいませんか。

【福山首席指導主事】 今ご説明しました第一優先順位のことを第一候補としてお諮りして、それについてご質問、ご意見等をお聞きした上で、それで妥当ということであればそれを採択していくという方向で考えております。第一優先順位のことをまずは候補として挙げたいと思っています。

【異委員】 各地区で第一優先順位のことを挙げるということですね。

【福山首席指導主事】 そうです。国語について、第1採択地区はA社、第2採択地区はB社、第3採択地区はC社、第4採択地区はD社という形で、国語で、全採択地区の教科書を決めるというように、種目ごとに採択していきたいと考えています。

【異委員】 それに対して自分の意見を言えばということですね。

【福山首席指導主事】 そうですね。ご意見なりご指摘をいただければと思っています。

【異委員】 なるほど。基本的には小学校のときと同じと考えていいのですね。

【福山首席指導主事】 そうです。

【山本教育長】 当日の委員の皆様方との議論の中では、4つのブロックに分けたけれども4ブロックとも同じ教科書になることも考えられます。各採択地区での議論がどのような形で行われたのかということについても、ご質問やご意見があればよろしく願います。それについては、各採択地区においてどういった観点で調査、検討、議論がされ、観点は異なるけれども、この教科書がやはり一番優位性があるといった説明を複数のプロ

ックからお答えいただくなど、聞いている方が分かりやすいような進め方の検討を事務局にはお願いします。

【異委員】 1点、ちょっと細かい質問にはなるのですが、今回もたくさんQRコードが入っていると思います。検定の際には、QRコードの中身は含まれないと聞いたことがあるのですが、今回の選定委員会の中では、そのQRコードの中までしっかり読み取って選定をされているのでしょうか。それとも業者としては来年までにQRコードの中身を決めていくというような形になるのでしょうか。

【福山首席指導主事】 まず、選定委員会の地区部会において、QRコードの内容を全て見てくださーいというような観点は上げておりませんので、必ずしも全て見ているわけではないと思っています。専門調査会の中で、QRコードの内容を見て、答申に上げている種目もありますが、全てが上がっているわけではございません。

【異委員】 総評の中でもかなりQRのことを書いていましたので、気になって質問させていただきました。

【山本教育長】 気になる部分があるのであれば、やはり当日はQRコードの取扱いも曖昧ではだめだと思いますので、そこは議論、確認しておく必要があると思います。優位性が示された教科書の内容についてはきちんとした対応を求めていくといったことを委員会としても確認をしておかないといけないと思います。

【異委員】 来年の教科書が正式に配られるときまでに中身は更新されるといった説明がありましたでしょうか。

【福山首席指導主事】 まだちょっとそこは、最終的に教科書会社がそれぞれどうされるかというところまでは聞いていないです。

【異委員】 分かりました。

【大竹委員】 さっき平井さんが言われたことで、やっぱり気になるのは、昨今のコロナの状況を見ると、今までと同じような授業形態が取れるかということです。例えばウェブ学習なり、あるいはリモート学習など、遠隔で授業をやろうとしたときに、やりやすい教科書があるのかないのかということが、多分、今回はあまり議論に入ってなくて、今までと同じように学校に子どもが集まった形で教えるということを基本的には想定して選ばれるということだと思います。もしウェブを使って先生が1人で、生徒はそれぞれの自宅にいるというような場面があったとした場合に、例えば教科書の選定の仕方は変わるのか変わらないのかということがあると思います。あまり変わるようには思えませんが、さ

つき言ったように、あとは自分で学べる、あるいは自分で調べられるような副読本みたいなものがある教科書を選ぶというのも1つの考え方ではあると思います。ただ、そのあたりは不透明なので、なかなか言いづらいところはあるのですが、昨今の状況を見ていると、今までと同じような授業の仕方ができるのかという点がちょっと気にはなります。コロナがいつ終息するかは誰も分からないので、今申しあげたような観点で見たときに違うような取組が出てくるのであれば、それは考えておいていただくとありがたいと思います。

【山本教育長】 年度内には一人一台端末が整備される予定でありますし、小6と中3のご家庭については、環境のないところも含めて対応ができるようになります。今回の教科書採択というのは、選定委員会においてもあくまで今までの対面による学校での勉強を前提に置いて選定がなされていると思いますので、学校の学びの形自体が大きく変容していく中で、教科書の使用の仕方も変わっていく、それに合わせて我々も柔軟に対応していくということが求められます。もしかすると4年後の採択のときには教科書採択の形自体が大きく変容している可能性もあろうかと思えます。今回決めた教科書で各現場をがんじがらめに縛って、その固定的な使用を求めるというよりも、社会環境の変化によって子どもを取り巻く環境自体が大きく変容していくのだと思います。教育全体におけるICTの活用についてはその都度委員の皆様方と、場合によっては総合教育会議の場で市長も交えて議論を重ねていく形になるのではないかなと思っております。

教科書採択に向けては、選定委員会でこれだけの分量のものを丁寧に調査・研究をしていただきましたので、選定委員会の方針を十分に参考にした形で教育委員会としての意見をまとめていくという方向で確認ができたのではないかなと思っております。

採択日当日は、会場が密になることは避ける配慮はしますが、できるだけ希望する方には傍聴をしていただきたいと考えておりますし、教育委員会として適正かつ公正な採択が行えるようにしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

報告第34号「校長公募に係る第1次選考の合格者の決定について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

受験者数は、小中学校共通で内外合わせて計308人、同じく高等学校では計20人、幼稚園では7名、合計335名である。

第1次選考合格者数について、小中学校共通においては最終合格者を60名程度としていることから、最終の第3次選考は今年度第1次、第2次選考免除者34名及び教育委員会事

務局勤務等の指導主事34名、合計68名を含め計120名程度で実施したいと考えているため、2次選考からの合格者は550名程度となる。そのため、第2次選考は100名程度の受験者で選考したいと考えている。次に、高等学校と幼稚園について、最終合格者は若干名としており、2次選考はおのおの5名程度を選考したいと考えている。これらを踏まえ、合否ラインを決定したところ、同列の評価点の者が多数いることにより、小中学校共通では内外合わせて計121名、同じく高等学校では計9名、幼稚園では5名、合計135名の合格とした。

次に、選考方法について、外部人材は受験申込書による評価と7月18日に実施した論述試験を基に、内部人材は昨年度の人事考課と論述試験の結果を基に、それぞれAからEの5段階で審査をし、それらの結果を合わせ、合否を判定した。

今後のスケジュールについて、第2次選考は9月7日、8日、10日、11日、14、15日で実施をし、第3次選考の個人面接につきましては10月中の予定をしている。

なお、第2次選考については、当初、集団討論を予定していたが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、接触する時間を短縮するとともに、集団面接に切り替え、実施したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 集団討論を集団面接に替えたいということに関して、募集要項上は集団で討論するということだったのですが、今回、集団面接に替えられるということで、その点に関して公平性は担保されているのでしょうか。

【本教職員人事担当課長】 実際のところ、校長公募ということではないのですが、他都市の採用試験等におきましても、新型コロナウイルスの拡大防止の観点から集団討論をやっているところについては集団面接に切り替えたりしているところがございます。要項上は変更の可能性について書いていないのですが、運用上で切り替えたりしているところが多くございました。本市も要項上明記していないのですが、通知の際に変更について丁寧に受験者の方にもお示しをするということで対応してまいりたいと考えております。

【森末委員】 それでは受験者の方に納得いただけるかどうか。集団討論のときでも、透明の遮蔽板を設置して実施することや、広い会場でマイクを使用するなどの対応も考えられます。今回はコロナの関係で緊急避難的に変更したということで理解はしますが。

【本教職員人事担当課長】 そうですね。ありがとうございます。

【山本教育長】 きちんとした採点をして、公平性が担保できているのかしっかりと確認しておいてください。

【本教職員人事担当課長】 分かりました。

議案第72号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校教諭による児童への威嚇行為による懲戒処分に関する案件である。

処分内容については地方公務員法第29条による懲戒処分として減給1月としたい。

本件の概要について、当該教諭は、令和元年5月頃、以前から授業時間と休み時間の切替えについて指導していたにもかかわらず、休み時間が終わっても児童らが私語を続けたりお茶を飲んだりしていたため、感情的になり、着座したままの状態で教師用事務機の脚隠し部分を足で蹴り、大きな音を立てた。また、同年5月か6月頃の授業中、児童らが全体的に騒がしく、学習に集中しないことがあり、当該教諭は一度注意したものの、児童らの態度が悪く、また、改まらない状況にいらつき、教師用事務机の上にあった鉛筆を自らの手で折った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第73号「職員の人事について」及び議案第74号「職員の人事について」を一括して上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

長谷川中学校校長兼長谷川小学校校長の死亡に伴い、その後任人事として総務部教育政策課総括指導主事、大森秀樹を昇任により充ててまいりたい。

次に、今回、昇任を予定している大森秀樹の総括指導主事としてのポストについて、総務部教育政策課指導主事の林剛史を総務部教育政策課総括指導主事として充ててまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
